

梶原町地域再生計画

1 地域再生計画の名称
であい（交流）から始まる地域産業育成による雇用創造計画

2 地域再生計画の作成主体の名称
高知県高岡郡梶原町

3 地域再生計画の区域
高知県高岡郡梶原町の全域

4 地域再生計画の目標

梶原町は、高知県北西部・愛媛県との県境に位置しており、総面積は236.51k㎡と広大で森林が91%を占め、日本最後の清流四万十川と日本3大カルストのひとつ四国カルストがある。人口は4,625人（平成17年国勢調査）で、平成12年と比較して235人（4.8%）の減少となっている。また、65歳以上の高齢者が人口に占める割合を示す高齢化率は36.0（平成17年国勢調査）であり、県平均を14.8ポイント上回っている。平成17年の国勢調査によると、労働力人口は2,829人で、平成12年と比較すると1.1%の減少となっている。また、就業者数は2,672人で、平成12年に比べて4.7%の減少となっている。就業者数を産業別に見ると、第一次産業が35.4%、第二次産業が28.1%、第三次産業が36.5%となっており、県平均では第3次産業の占める割合が60%を越えているのに対し、当町は第2次産業が若干少ないものの、第1次産業から第3次産業までほぼ同じ割合となっている。

このような就業構造の下、本町においては、高齢化や後継者不足、公共事業の低迷、人口の減少等により、従来にも増して雇用開発の必要性が高まっている。現在、商工業者、建設業者、農業者等による有料観光ガイドが行われており、町内への観光客が増加傾向にある。また、国道440号線拡幅による道を活かした住民主体のまちづくりが始まっている。さらに、循環型社会への取り組みが評価され、様々な目的で本町を訪れる人が増えている。今後、商店街中心部に循環型社会を目指す町の総合窓口ともいえる町の駅の設置も予定されており、バイオマスボイラーを設置し、建物には町産材（FSC認証材含む）を利用するとともに、町内事業のPRや地場産品や1.5次産品の販売を手がける事業を手がけていくこととしている。このため、地域雇用創造実現事業を活用し、町外からの転入者・来訪者を維持若しくは増やすとともに産業化を促進することにより、地場産品の掘り起こしや開発を進め、業種を跨いだ取り組みを行い、雇用に繋げることで地域の活性化を図る。

地域雇用開発にあたっては、次の分野において重点的な取り組みを行う。

- (1) 農業分野
- (2) 林業分野
- (3) 漁業分野
- (4) 食料品製造関連分野
- (5) 飲食料品小売分野
- (6) 観光分野

（ 7 ） 一般飲食店分野

平成 2 1 年度から 2 3 年度の 3 年間で 8 8 人の雇用を創出する。

5 目標を達成するために行う事業

5 1 全体の概要

本町の主産業である農林業（第 1 次産業）は、少子高齢化が進んでいるとはいえ、今後も基盤産業であることには変わりなく、主産業として推進していく必要がある。その一方で、第 3 次産業も雇用の重要な部分を占めている。環境への取り組みや歴史文化を主とした観光面における来町者も増えてきている。これらを全体的なネットワークにより繋ぎ雇用に繋げていく。

5 2 法第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5 3 その他の事業

5 - 3 - 1 支援措置を受けて行う取り組み

（ 1 ） 地域雇用創造推進事業（ B 0902 ）

人材育成メニュー（地域求職者等を対象とすること）

農産品加工講座

イ 事業内容

- ・ 農産物に付加価値を与える加工技術を講習する
 - ・ 加工素材の選定等企業戦略を担うマーケティング手法を講習する
- 各年 1 5 人を対象

ロ 事業実施期間

- ・ 平成 2 1 ~ 2 3 年度

ハ 事業実施主体

- ・ 梶原町商工会、津野山農業協同組合

観光ガイド研修

イ 事業内容

- ・ 町外者を受け入れてのガイド技術を講習する
- 坂本龍馬をはじめとする梶原町全般のガイド育成
- 年 3 ~ 5 回 各年 2 0 人を対象

ロ 事業実施期間

- ・ 平成 2 1 ~ 2 3 年度

ハ 事業実施主体

- ・ 梶原町商工会

森林セラピーガイド研修

イ 事業内容

- ・ 町外者を受け入れてのガイド技術を講習する
- 森林セラピー関係 年 2 ~ 3 回 各年 2 0 人を対象

- 事業実施期間
 - ・平成21～23年度
- 八 事業実施主体
 - ・梶原町商工会、区長会（松原区）

観光先進地視察

- イ 事業内容
 - ・地域の情報センターを兼ねた旅行商品販売を行っている先進地を視察し、課題解決の手法などを学ぶ
 - 坂本龍馬ゆかりの地、京都と奈良、長崎等 毎回3人を派遣 年3回
- 事業実施期間
 - ・平成21～23年度
- 八 事業実施主体
 - ・梶原町商工会

旅行業資格取得講座

- イ 事業内容
 - ・観光に携わる人々を対象に旅行業の講座を行い、旅行業の資格を取得
 - 町内ガイド等10名を対象に行う
- 事業実施期間
 - ・平成23年度
- 八 事業実施主体
 - ・梶原町商工会

伝統建築技法講座

- イ 事業内容
 - ・地域の伝統建築技法である茅葺屋根の工法を習得する
 - 各年度3～4棟を葺き替える 1棟7名程度で実地研修を行う
- 事業実施期間
 - ・平成21～23年度
- 八 事業実施主体
 - ・梶原町建設協会

ネット販売力育成講座

- イ 事業内容
 - ・販売競争力を持った人材を育成するための技術等を講習する
 - 各年15人を対象
- 事業実施期間
 - ・平成21～23年度
- 八 事業実施主体
 - ・梶原町商工会

（２） 地域雇用創造実現事業（Ｂ０９０５）

地域産業育成事業

収出荷システムと宅配事業のシステム構築

営農指導により、農作物の資質向上や多品目化を促すと共に、給食や消費者ニーズに応えることの出来る野菜の種類や出荷時期を農家に情報提供することで地域経済を潤わせる

地域食材の地元供給を推進（地元商店に陳列される地元産品を増加させる）

消費者ニーズに応えることの出来る商品作りを可能とする

少量多品目、地産地消の推進

地元産品をより多く給食の材料へ提供することで地産地消を更に推進

移動手段を持たない高齢者が農産品を出荷できるようになり、収入が増え、購買意欲が向上することで、地元商店の売り上げを増加させる

観光を活かした地域の活性化

増加傾向にある来町者に対し質の高いサービスを提供することで、観光を事業化し、収入を増やす。

地場産品の掘り起こし、新しい産品の開発

人材（ガイド等）の育成、質の向上

滞在型観光の推進強化

大河ドラマ館の魅力を最大限に活かし、梶原のネームバリューを上げる

地域商品の販売拡大

5 - 3 - 2 支援措置によらない独自の取り組み

（１） 農業振興施策

農産物生産

- ・新規農業、林業就労者増加のため、就農研修支援を推進する。

地産地消の推進

- ・「雲の上の市場」等町内店舗における販売強化のための体制作りを行う。
- ・町内の給食、飲食店における地元農産物の利用を促進する。

（２） 森林資源活用施策

F S C（森林管理協議会）認証制度の推進

- ・F S C 認証制度の更なるP Rを行い販売促進に繋げる。
- ・希望者を対象とした視察受け入れを続けると共に、販路を広げ、販売網の拡大を図る。
- ・生産性向上のため、林業振興、林業従事者の増加に努める。
- ・作業路網を利用した森林体験や森林学習を行い地域学習の場として活用する。
- ・多様なニーズに応じ、森林を施業することで交流人口拡大に努める。

木質バイオマスの利活用

- ・町の面積の91%を占める山林は、木質バイオマス事業を進める大きな可能

性を秘めている。製材廃材、森林に切り捨てられる間伐材等を収集し、ペレットの製造を行い、町内の冷暖房の需要を賄えるよう推進していく。

- ・温泉等施設の熱源を重油（有害で限りある資源）から木質バイオマスエネルギー（環境にやさしい資源）に転換することで環境保護を図る。
- ・町内でのペレット使用を推進するため、設備購入者に補助金を出すなど利用者の増加を図る。

（３） 観光と地域振興

グリーンツーリズム

- ・参加者の意見等収集を行い、交流・居住人口の拡大を図る。
- ・千枚田、四万川田んぼオーナー制度等事業の継続で中山間事業を推進する。
- ・ＵＪＩターン希望者を受け入れるため、新規就農者研修施設や滞在型カントリーハウス（中長期滞在施設）を活用する。

森林セラピーの実践・促進

- ・久保谷セラピーロードを整備し、積極的にPRを行い来町者の増加を促す。
- ・太郎川公園内の森林整備を行うと共に、野鳥の森、湿原を復活させることで、来町者の増加を促す。
- ・地域食材を活かした料理の研究を実施することで、町内製品の需用拡大を図る。
- ・地域・医療・行政が一体となった森林セラピーを推進することで、利用者の拡大を図るため、体制を強化する。

まちづくり推進

- ・観光協会等外部からの受け入れのため、態勢の整備を行う。
- ・特産品開発を行い、地場製品の需要拡大を図る。
- ・集客施設の整備を行い、来町者の増加を図る。

中小企業支援

- ・新規雇用の開発や就労者育成のため、町内各種団体等への就労支援を行う。

6 計画期間

認定の日から平成24年3月末まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、毎年状況を把握し公表するとともに、梶原町地域雇用創造協議会等で評価を行い、必要に応じて内容の見直しや諸事業に対する検討を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし